

総務委員会記録

日 時	令和3年12月15日（水） 午後 1時00分～午後 2時03分
場 所	第2・第3委員会室
出席委員	◎阿比留義顯 ○村越 誠 石井 昭一 内田 博紀 大橋 昌信 上橋 泉 佐藤 浩 田中 晋 渡部 和子
委員外出席者	なし
欠席議員	
説明のため出席した者	副市長（鬼沢徹雄） 総務部長（高橋直資） 防災安全課長（須藤勝己） 企画部長（飯田晃一） 財政部長（高橋秀明） 財政課長（岡村秀明） 債権管理課長（田崎喜一） 住宅政策課長（藤田 真） 住宅政策課副参事（工藤 哲）  その他関係職員

午後 1時開会

○委員長 ただいまから総務委員会を開会いたします。

○委員長 本日は、お手元に配付した審査区分表に従い、審査を進めてまいりたいと思います。

なお、質疑の方法は一問一答方式を基本とし、採決は各区分の質疑が終了した後、議案1件ずつ行います。

委員長から執行部にお願いいたします。答弁に当たっては、委員長と発言の上、挙手をしてください。発言の許可を得た上で必ず所属と名前を述べ、簡明な答弁に努められるようお願いいたします。また、答弁漏れのないよう御注意願います。

なお、執行部には反問権を付与しておりますので、反対質問があるときは反問しますと申し出てください。質問の流れと関係のない反問は認められません。また、反問が終了した際は、その旨の発言をしてください。

重ねて委員長よりお願いいたします。携帯電話をお持ちの方は、必ず電源を切るかマナーモードに設定してください。また、議案等の資料を閲覧するため、委員会室に議長から貸与されたタブレット端末を持ち込み、使用することが認められています。使用の際には操作音等を発しないよう御注意願います。持込みが認められたタブレット端末以外の電子機器の持込みは禁止されていますので、御注意ください。

なお、本日はインターネットによる委員会中継の導入に向けた検証として、委員会室前方のカメラを使用し、映像配信を行っております。今回につきましては、議員以外は視聴できないよう設定されておりますが、あらかじめ御了承ください。

最後に、本日は前の窓と委員会室の後ろのドアを常に開放しておくようにいたします。また、定期的に休憩を入れ換気を行いますので、よろしく申し上げます。

○委員長 それでは、議案審査に入ります。

まず、議案第1区分、議案第11号、令和3年度柏市一般会計補正予算、当委員会所管分についてを議題といたします。

本案について質疑があれば、これを許します。

○内田 こんにちは。よろしく申し上げます。では、議題となりました議案第1区分について、補正予算案についてでございますが、新型コロナウイルス関連で防災、歳出のほうでお尋ねしますが、防災備蓄拠点の整備について、防災倉庫ですけれども、前議会では可決されて、入札をされたということでございますが、これに関して入札不調が発生したと聞いております。その入札不調の経緯についてお示しくください。

○防災安全課長 ただいまの御質問にお答えいたします。前回の議会以降、入札等の行為を行いまして、設計額超過によりまして不調が起こりました。それに伴いまして工期、おおむね4か月半を見ておりますが、工期が年度内に収まらないという

ことで、明許繰越上げさせていただいています。以上です。

○内田 完工予定は、いつぐらいを想定しておりますでしょうか。

○防災安全課長 この議会終了後、通りましたら契約等を進めさせていただきまして、工事完了は来年の7月を見ております。以上です。

○内田 先ほど入札不調の経緯が御説明されましたけれども、決定的な理由というのは何になるのでしょうか。経緯だけは御説明いただいたんですが、ちょっと理由の部分が明確に触れられていなかったと思うので、もう一度お願いします。

○防災安全課長 大変失礼いたしました。今回設計に当たりまして、一番大きな不調となった原因として考えられるものにつきましては、鋼材の単価上昇によるものというふうに見ております。鋼材ですね。これは去年の後半からでしょうか、鋼材の価格が上昇してきまして、ある程度そちらも含みを持たせて設計はしたんですが、それ以上の結果で不調になったということでございます。以上です。

○内田 まず今の御答弁なんですけれども、開札をして、ということは、予定価格を算出する上では、資材価格の高騰というのをしっかり反映して算出したということで理解してよろしいですか。

○防災安全課長 ある程度上昇率は見て算定はさせていただきましたが、それ以上の開きがあったということでございます。以上です。

○内田 最初1者が、開札をして1者が応札をして、その1者が入札に、そこで落ちなかったと。また、同一業者がもう一回応札してきているんですが、そのときにどれくらいの金額の差異があったのでしょうか。

○防災安全課長 おおむね200万程度の差異がありました。以上です。

○委員長 そろそろ本題に入ってください。今回の議案に対する質問に移っていただけますでしょうか。

○内田 議案に対する質疑、一般質問ではございませんので、議案に対する経緯をお尋ねしているところでございます。

続きまして、今後の入札についてでございますけれども、まずスケジュールをお示しく下さい。

○防災安全課長 スケジュールでございますが、今議会終了後、今月のうちに内部手続を進めまして、入札等につきましては年明け1月を予定してございます。その後、契約等の行為に進むかと思っております。以上です。

○内田 同じスキームで入札をしていくと、またここで落ちなくなっていくというようなことが出てくる可能性があるんですけれども、今回の入札に当たっては地域指定とか条件設定はしてございますか。

○防災安全課長 こちらの条件につきましては、市内に本店を有する事業者ということで制限しております。以上です。

○内田 今後はその条件を緩和していくという予定はございますでしょうか。

○防災安全課長 こちらの条件につきましては、継続する予定でございます。ただし、設計額の見直しにつきましては行いたいと思っております。以上です。

○内田 条件が、市内業者ということは私も賛同はするんですが、どうしてもそれでもできないという場合には、条件設定も見直さなきゃいけないんですけども、条件設定が見直せない理由というのは何かございますか。

○防災安全課長 前回の入札のときも応札があったところの中で、不調の原因が設計額というところにございましたので、そちらの条件については見直す予定はございません。以上です。

○内田 ということは、市内業者のほうでこれからも続けていくということであれば、市内業者のほうで何とか工事ができる、契約ができる業者が選ばれることに期待しておりますが、金額については今後設定し直すのでしょうか、予定金額については。

○防災安全課長 そのとおりでございます。

○内田 金額についても見直していくということでございますので、今度は入札が好調になることを期待しております。

すみません、最後に1点確認でございますが、前議会でもお尋ねしたんですが、備蓄する、倉庫に備蓄する備品について確認させてください。

○防災安全課長 こちらに備蓄するものにつきましては、令和2年度の予算でコロナウイルス感染症対策に関する避難所で使う衛生用品等を購入させていただきました。そちらについて、現在ほかの備蓄倉庫に、言い方が悪いですが、詰め込んでいるというような状況でございますので、平準化するというところで、そちらには配備する予定でございます。以上です。

○内田 経緯と理由については分かりましたし、重要な事案でございますので、事務事業でございますので、賛同はいたしますけれども、何とか円滑に入札が進むよう御努力のほど、御尽力のほどよろしくお願いいたします。以上を申し述べまして、私の議案第1区分に対する質疑を終わります。ありがとうございました。

○渡部 今金額見直しというふうにありました。そうすると、見直しというのは恐らく増額をするんだらうなと思うんですけど、そうするとこの金額が繰越明許になっていきますけども、金額変わるということは、今後2月の補正で変わった金額がもう一度議案として出てくるということなんでしょうか。

○防災安全課長 こちらの予算額につきましては9月補正で御審議いただきまして、こちらの金額内で収まる設計額で予定してございます。以上です。

○渡部 ごめんなさい、私のちょっと理解が、申し訳ない、理解が悪くてすみませんけど、鋼材の単価が上がったわけですね。その上がった分も見越して設計したけれども、それ以上に上昇したために、入札した会社が金額がちょっとオーバーしてしまって、それで入札不調になって繰越明許にするというと、金額を変えるというか中身を、例えば鋼材減らしたりということではないだらうなと思うんで、どんなふうなその変更をして、今後この繰越明許になったものが次の入札に出るのかなと、どこが変わって入札されるのでしょうか。

○防災安全課長 先ほど御説明させていただきました、鋼材の上昇という話をさせ

ていただきましたので、単価を見直すという形になります。以上です。

○**渡部** すみません、つまり単価というのは鋼材の単価の見直しではなく、設計額のどこかを見直すということなんですか。ごめんなさい、ちょっと理解できないので、分かるように説明してください。

○**防災安全課長** 失礼いたしました。設計に当たって、今回の原因が鋼材、今回の倉庫自体がプレハブ倉庫のような形のものになりますので、そこでその使っている鋼材の値上がりによって今回不調になったということでございますので、そもそも鋼材の単価自体が上がったということになりますので、それに伴って全ての全体の設計額自体も上がっていくと。ただ、その全体の設計額につきましては、9月補正の中で工事費として6,600万、補正予算いただきましたが、その金額の中で収まる程度の上昇率で考えているというところでございます。以上です。

○**渡部** 分かりました。私も何となくそういう見直しで、次きちんと入札できるのかなと、応札あってちゃんと落札されるのかなと、ちょっと疑問を持ちました。それで、たしかこれ国のほうの、例えば補助金ですか地方創生臨時交付金、地方創生臨時交付金なんかは多分入っていなかったかなと思うんですけど、この繰越明許になったお金というのは全額、その補助金が入った金額ではなく、これは柏市の単独の費用ということでしょうか。

○**財政課長** こちらは、9月補正予算に計上しておりますが、財源としては特定財源は見込んでいないところです。ただ、柏市としては、その分を財政調整基金繰入金を活用するという形で予算計上しているところです。以上です。

○**渡部** コロナ対策の事業の一環だったと思います。そうすると、国の交付金なんかも当然、本来は使えるんだろうなと思いました。それで、今国会のほうで2021年の第1次補正、今日ですか、衆議院通過して、これから参議院を通過して、補正額が決定されると思います。そうすると、地方単独分が1.2兆円というふうに聞いています。そうすると、今後この交付金を使って、この繰越明許になった事業が交付金を使えるということも今度はあり得るのでしょうか。

○**財政課長** 今回の補正予算に上げているコロナの地方創生交付金につきましては、まだ具体的な運用方法、スケジュール感等が示されていない状況ですので、確たることは申し上げられない状況です。ただ、これまでの地方創生交付金の取扱いを見ると、コロナ対策ということで幅広く活用できるような運用がなされているので、それが継続されると仮定すれば、活用も可能かなと考えるところです。以上です。

○**渡部** 今後地方にも、また補正でお金が来ると思います。多分柏市に幾らというのは、まだもちろん明確ではないと思いますが、使える交付金ですか、もしかすると何か起債があるとか、そういう有利なものはぜひ使っていただきたいと思います。これは、当然ながら緊急性があるから、9月の補正に出た案件だったと思います、補正だったと思います。今回たまたま不調によって繰越明許になってしまったわけですが、その全体的な防災備蓄倉庫を見たときに、例えばその20か所

のエリアの中で、これは柏の中央地区の備蓄品を移すということなのかなと思うんですけども、中央地区には現在その市役所と北千葉の導水ビジターセンターですか、そこにあるわけですよ。実際には、新富とか旭町のほうに倉庫がないわけですけども、こちらを急いだ理由というのは何なんですか。並行して、その新富とか旭町にも当然倉庫が必要で、今後国の補正予算が決まったことで、これは備蓄倉庫についても使えるお金だと思いますので、ほかでは使っています。ですから、積極的に備蓄倉庫の設置をしてほしいと思いますが、その緊急性という点で、むしろ倉庫がないところを急がなきゃいけないんじゃないのかなと思ったので、その辺との兼ね合いはどうでしょうか。

○防災安全課長 今渡部委員さんおっしゃるとおり、市内20のエリアに分けて防災備蓄倉庫を整備しております。ただ、今おっしゃっていただきましたとおり、旭町と新富、あと藤心、その3地区についてはこの備蓄倉庫というのはございません。今回急いだ理由ということなんですが、令和2年度にコロナウイルスに関する衛生用品等を多く購入させていただきました。そちらを取り急ぎまず確保し、取り急ぎ収納するというスペースの中で、市有地でございます今回の場所に整備、ある程度大きな建物を建てられる、約190平米の床面積の建物を建てられるというところの中で、市有地というところに建たせていただきました。委員さんおっしゃるとおり、まだ備蓄倉庫が整備されていないところというところで、旭町、新富というのがございます。今回設置するところが、少なからず旭町にも、距離的には十分隣接というところもございますので、隣接コミュニティエリアというところもございますので、そちらからも移送できるような、そういったものを保管できるように考えてございます。以上です。

○渡部 総務委員会は、防災に関して所管してしまっていて、柏市の防災の行政が本当に進むことを願っています。そういう備蓄倉庫がない区域には、やはり急いで倉庫も造っていただいて、今衛生用品の話、感染症のことでありました。以前はマスクの備蓄がなかったのが、今度はマスクも備蓄するようになって、いろいろ備蓄品も増えていて、防災倉庫のこれから本当に計画つくっていただいて、整備していただきたいなと思います。ただ、私マスクのことも増えたのがどこにあるのかなと思ったら、令和3年3月の防災計画、地域防災計画のほうに書いてあって、令和2年の資料は私たち頂いていて、令和3年3月時点のその地域防災計画というのは、昨日サイドブックに事務局のほうで格納しているんです。冊子としては、実は目にしていなくて、市のホームページからは見ることでできました。比較したりするとき、冊子のほうが便利だなと思うんですけども、これは関連になってしましますが、防災の問題については、毎年その冊子は作っているけども、議員に冊子として渡される年と渡されない年がある。これは、大きな改正があったときにその冊子を私たちが手にすることができるのか、あるいはサイドブックのほうは事務局のほうで格納してもらいましたけども、事務局にも実は冊子がなかったんですね。私たちがやはりそういう成果品というか、そういう市の計画をきちんと目にして、こういう

議論にも臨みたいなと思いますので、もし大きな変更があるときだけ、冊子を私たち議員ももらうのかな、その基準はどうなっているのかなということだけ、ちょっと確認したいと思います。

○防災安全課長 地域防災計画等、私どもでつくっている計画につきまして、今回令和3年の3月に修正した事案というものは、私どもで軽微な変更という言い方をしていますが、そういったものにつきましては新旧対照表を用いまして、そちらを今回議員さんのほうにお配りさせていただきました。また、冊子につきましては、住民の皆さんが見られるようにということで、市内の図書館並びに行政資料室のほうには冊子としては配架をしております。軽微な変更ではなく、大幅な変更を令和2年に行ったということがございまして、渡部委員がおっしゃる冊子が、今現在冊子版として議員さんのお手元にお渡ししてあるのは、それが最新のものという形になってございます。今後につきましてなんですが、議会のほうでもタブレット等を使ったペーパーレス化を進めているというのがございますので、そちらのほうに格納するというを前提に、大幅な改定があった場合につきましては市民の皆さんが見られるような形で、引き続き図書館等への設置、議員さんへの配付につきましても検討していきたいと思います。以上です。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。——なければ質疑を終結いたします。  
これより採決いたします。

---

○委員長 議案第11号、令和3年度柏市一般会計補正予算、当委員会所管分について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 以上で第1区分の審査を終了します。

次に、第2区分の審査に入りますが、関係しない執行部の方は退席されて結構です。あわせて、関係する各課の入室していない方は入室をお願いします。

---

○委員長 次に、議案第2区分、議案第10号、訴えの提起についてを議題といたします。

本案について質疑があれば、これを許します。

○内田 それでは、議題となりました議案第2区分の議案第10号、訴えの提起について、市営住宅の明渡し請求に関する質疑をいたします。ダイレクトに質疑はいたしますが、デリケートな案件でございますので、差し支えない範囲で御答弁いただければと思います。

まず、その前にちょっと債権の種類だけ確認しておきたいんですけど、私債権の時効を迎えていない債権ということでよろしいんでしょうか。

○債権管理課長 市営住宅使用料ですので、委員のおっしゃるとおり、債権の種類としては私債権、時効には至っておりません。以上です。

○内田 滞納をしていたときですが、当時のAの所得の状況というのはお示しいただけますか。

○住宅政策課長 この方は、滞納時点で市のほうから何度もアクセスをしているんですが、生活状況を確認しようとしてもお答えいただけなかったというような状況です。以上です。

○内田 ということは、所得状況が確認できなかったというふうに解釈いたしますが、そうしますと今回訴えを提起するわけですから、現在のAの所得状況というのは把握していらっしゃるかと思うんですが、お答えください。

○債権管理課長 現在の所得の状況、生活の状況ということでございますけれども、この4月に債権管理課に移管を受けまして、弁護士が確認をしましたところ、Aさんについては現在は年金生活ということで、2か月で約9万5,000円の収入があるということです。これだけだと到底生活できない金額なんですけど、息子さんが同居してまして、その方が月に16万ほどの収入があるということで、状況のほうは聞いてございます。以上です。

○内田 今お子さんのお話が出てまいりましたけれども、滞納していたときには、お子さんの所得というのはどんな状況だったのでしょうか。

○住宅政策課長 実はこの方、Aの方がお子さんと一緒に住んでいるという状況は、届出上はありませんでしたので、市営住宅の中にはお一人でお住まいだというような前提でした。以上です。

○内田 お子さんは現在、先ほどの御答弁ですと16万円の収入が月々あるということですが、16万円というのはそんなに高い金額じゃないと思うんですが、このお子さんの雇用形態というのはどういうふうに把握しておりますか。

○債権管理課長 現在聞いているところでは、雇用形態は派遣ということですが、派遣でデータ通信関係の仕事をしているということで聞いております。以上です。

○内田 そうすると、非常にAの方、Aさんは年金で所得が少なく、お子さんも派遣で16万という状況なので、債権の回収はなかなか難しいのかなというふうには思うんですけれども、次にBさん、Bが出てくるんですけども、AとBの関係というのは、これは親族関係、親類関係にあるのか、全くの他人なのか、どういう関係で届けられていますでしょうか。

○債権管理課長 当初の入居申込書の書類上は親戚ということで記入があったんですが、実際には親戚関係にはなくて、近所にお住まいの方だったというふうに聞いております。以上です。

○内田 では、次にBさんについてでございますが、連帯保証人Bという方の所得の状況というのはどうなっていますでしょうか。

○債権管理課長 この方は70代ということで、具体的な状況は聞き取れていないんですけども、恐らく年金収入で生活されているというふうに考えております。以上



です。

○内田 そうした状況の中で、今回訴訟を提起するに当たって、仮執行宣言をつけておりますけれども、仮執行宣言にやっぱり限界があって、仮に仮執行が裁判所で宣言されて差押えをしたとしても、差押えするだけの財産というのは見込めるんでしょうか。

○債権管理課長 現在のところAさんの収入は年金だけ、それからBさんも恐らく年金だろうということですので、現在のところは見込めている財産はございません。以上です。

○内田 であれば、債権放棄も一つの手段だったかと思うんですよ。債権を回収できなくなってしまうというデメリットはございますけれども、早期に明渡しを実現するということ言えば、家賃の滞納分については債権放棄して、議決をさせていただくことになるのかもしれないですが、その部分だけ債権を放棄して、明渡しのみを訴えるという方法はなかったのでしょうか。

○債権管理課長 債権放棄をすることも可能だったのではないかという御指摘ですが、債権放棄、確かに議案として上程して、もう取るの諦めるということの上程することもできなくはないとは思いますが、ただそのためには、例えば本当に財産がないのかどうかといったことを調べて、できることを全てやった上でないと、なかなか議決というのもいただけないのかなというふうに考えております。ですから、例えばもう時効になったというわけでもないし、この方行方不明ということでもないものですから、現状では致し方ないというふうに考えております。以上です。

○内田 そうしますと、訴訟の提起をすることがやむを得ないのかなという感じもいたしますが、この方とAさんとの行政との接触の状況、履歴を含めて教えてください。

○債権管理課長 これまでの交渉の状況とかでございまして、弁護士にこの4月から委任する前、住宅政策課のほうでは文書催告を4回、これ平成26年以降ということですが、電話催告が80回とか、あと臨戸を20回等やっております。それから、この4月以降債権管理課でも、これは委任した弁護士からということですが、文書での催告を3回、電話催告も4回、あと相手方の、今度はBに対する文書催告もやっております。以上です。

○内田 Aさん、当事者、被告AさんとBさんとお子さんについては、行政もしくは代理人が接触によって交渉に当たったという経緯というのはないのでしょうか。

○住宅政策課長 御本人とは住宅政策課の担当者がお会いをして、お話をしております。その後に相手方Aさんから電話連絡をいただいて、私も直接お話をしてお支払いくださいというようなことは告げています。それと、連帯保証人につきましては、1度市のほうにお見えになっています。そのときに現状を説明をして、状況は理解はしたけど、それについてはそれ以上のお話はありませぬというような状況でした。以上です。

○内田 あと、Aさんとお子さんにつきましては、Bさんも含めてですが、疾病や障害等の症状というのは確認されているのでしょうか。

○債権管理課長 現在のところ、そのようなお話は聞いてございません。以上です。

○内田 前回の9月議会のときにも、たしか児童扶養手当の障害基礎年金を受給するに当たっての児童扶養手当の返還金の訴訟提起をした、議案が出たかと思うんですが、そのときにもお尋ねしたんですが、そのときとはちょっと経緯が違うのは、あのときは裁判以外に御本人と接触を図る方法がなかったということだったんですが、今回は接触が図れているということなんですよ。図れているというか、文書上では接触ができていると、文書上ではやり取りできていると確認して大丈夫なんではないでしょうか。

○債権管理課長 今回の相手方の方とは接触、直接文書なり電話、あとは直接面談をすることもできたということでございます。以上です。

○内田 そうすると、債権回収は必要なこととございますので、議案は容認はいたしますけれども、やっぱり年金生活でお子さん自身が派遣という不安定な状況にあると、福祉的なサポートというのにも必要なんじゃないかなと思うんですが、その辺はただ訴訟で訴えていくということだけじゃなくて、何らかの福祉的なパイプ、16万あると、お子さんと同居していると生活保護は難しいと思うんですが、何らかのケアが必要かと思うんですが、その辺はどう考えておられますでしょうか。

○債権管理課長 この相手方についてですけれども、年金の収入しかないということで、裁判に勝ったとしても、なかなか回収の見込みというのは厳しいものがあると思っております。ただ、ない人から無理に取るということはできないものですから、裁判のときに法廷でお会いすることは多分できると思うんですが、その後に個別に、裁判、訴訟とは別に、訴訟は、判決は判決でいただいて、じゃそれを実際どうやって払っていただけますでしょうかということ、具体的な相談に乗るといえることになると思います。その中で、例えば具体的なこの金額でしか払えないということであれば、本来だったら一括で払うべきところを何年か延ばして、履行延期の特約を結ぶとか、そういった相談をしていくようなことになろうかなと思います。ただ、今回の訴訟の主眼は、債権回収ももちろんそうなんですけれども、現在続いている不法占拠の状態を解消したいということが大きな目的となっております。以上です。

○内田 お子さんの収入が16万で、年金が9万幾らかあるということになると、同居している以上は、生活保護に結びつけていくのは金額上、収入認定の兼ね合いからやっぱり難しいのでしょうか。

○債権管理課長 現状では、生活保護の水準までには至っていないということになってしまうと思います。ですから、派遣ということで雇用形態は安定的ではないということではあると思いますので、その状況が変わったら、また別だということにはなると思います。以上です。

○内田 多岐にわたってお伺いしましたけれども、非常に人権の調整という意味で

は難しい事案ではございますが、市としては債権回収も必要ですし、やっぱり接触を図ると。接触を図る中で、様々な課題が見えてくると思うんですね。そういう課題には丁寧に対応していただきたいと思いますし、例えばほかの債権がどうなっているかとかも非常に興味があるところなんですけど、最後にこの方の他の滞納債権というのは、国保料とか税とか、税はちょっと情報的にお伝えいただくことは難しいかもしれないですが、水道料金とか他のほかの滞納債権というのはあるんでしょうか、お示してください。

○債権管理課長 この人の、相手方に限らずなんですけども、全ての債権を、債権管理課で全て扱っているということではないものですから、ほかの債権がどうなっているのかというのは、申し訳ないんですけども、把握できてございません。以上です。

○内田 できればそういうところも精査をして、ほかの債権がどうなっているのか、そういうことについても分析というのは必要だと思いますので、訴訟を通じる中で丁寧に対応していただきたいと思いますというふうに思います。以上をもちまして、私の議案第10号、議案第2区分に対しての質疑を終わります。ありがとうございました。

○渡部 私も、ちょっと細かいことも含めて質問したいと思います。ダブらないように心がけますが、もしちょっと同じような質問になったら、申し訳ありません。このAさんが、そもそも市営住宅に一番最初に入居した時期と、そのときの家族構成について教えてください。

○住宅政策課長 この方、昭和57年に入居しています。そのときは夫婦とそれから子供さんが2人、そういう状況でした。以上です。

○渡部 そのときの家賃はお幾らだったんでしょうか。

○住宅政策課長 3万6,000円です。以上です。

○渡部 そうすると、3万6,000円というと、そこそこ収入があったのかなと思います。現在は、奥さんと息子さんということですけども、つまり入居者に変化があったわけですね。その変化があったというのは、いつの時点でしょうか。

○住宅政策課長 平成13年に子供さんたちが市営住宅から出て行ったという状況です。その次の年、14年に離婚をされて、奥さんだけが名義を継承して残っているという状況です。以上です。

○渡部 そうすると、その平成14年に離婚したと。そのときの家賃がこの資料の中にある1万8,600円ですかね。つまり3万6,000円だった家賃が、離婚したことによって、その奥さんの収入で計算されるので、1万8,600円になったということでしょうか。

○住宅政策課長 はい、そうです。以上です。

○渡部 そうすると、当時はこの滞納が始まった頃、この頃は仕事の状況はどうだったんでしょうか。

○住宅政策課長 収入申告上は把握ができていますけど、この方のその仕事の状況、

どこへ勤めていてどういう仕事、それはすみません、把握はできていないです。以上です。

○**渡部** じゃ、申告上のその収入というのは、この1万8,600円の家賃になるような収入だったということですかね。どのくらいだったんでしょうか。

○**住宅政策課副参事** 平成13年に離婚して一番下の家賃になりましたので、その時点で現在と同じような収入状況になったと思われれます。以上です。

○**渡部** つまり家賃は1万8,600円以下にはならないわけですよ、柏市の場合。だから、例えば収入がなくてもというか、このとき年金だったのかな、どうかないとはいえますけども、じゃこの1万8,600円の家賃になったときに、2か月に1回のその9万5,000円の年金が生活の主な収入だったということなんですか。

○**住宅政策課長** 当時は働いていたということだと思います。年金ではなかったという前提ではあるんですけど、区分は1ですので、多分あっても10万円前後、それ以下の収入だったというふうに考えます。以上です。

○**渡部** 結構大変な収入の中でお暮らしたのではないかなというふうに思います。それで、催告の状況は頂いた資料の中です。電話催告が80回、臨戸訪問が20回、これは電話催告というのは80回の電話でも、相手と話が通じた場合と通じなかった場合があるんじゃないかと思います。それと、例えば臨戸訪問でも、20回臨戸訪問をしたけど、恐らく指定管理者が臨戸訪問しているんでしょうか。その中で、会えた回数とかは分かっているんでしょうか。

○**住宅政策課長** 電話催告につきましては、指定管理者が電話をした回数です。留守番電話に入れるとか、実際にその話ができたとか、全て数えて80回ということになります。あと、臨戸訪問について20回といいますのは、会えたのはほぼ半分程度という状況です。以上です。

○**渡部** こういう回数のおきって、例えば1日に何回か電話しても、回数に普通なっちゃうじゃないですか。だから、電話催告80回のうち電話に出たときもあれば、出なかったときもある。そういう回数というのも、やはり私は示してほしいなと思うんです。臨戸訪問20回といっても、訪問すれば臨戸訪問になるわけですよ。それで、今会えたのがその半分ぐらいということですから、20回くらい訪問して、10回くらい会えたのかなと思うんですけど、そういうところまで、実はきちんとこう書いていただきたいなと思うんです。だから、電話だって80回って非常に多いなと、柏市結構電話かけているんだなと思いました。出ても出なくても、とにかく電話をした回数だけといたら、80回って結構なっちゃうんじゃないかと思うんです。だから、その内訳的なことは今後ぜひ示していただきたいなというふうに思います。

それで、息子さんの収入、息子さんはいわゆる届出をしないで住んでいたんだと思いますけども、収入的には手取りで16万ということは、かなり厳しい状況ではなかったかと思います。先ほどその借金の状況については、把握していないということをおっしゃいました。説明のときには、借金が月3万から4万というふうに聞いたよ

うに記憶しているんですけども、もう一度その借金総額ですとか、あとその月にどのくらいずつ、この息子さんの場合返済していたのかということが分かれば教えてください。

○債権管理課長 借金ということですが、息子さんが、借金が知り合いの人から約35万、月の返済額が月三、四万ということで聞いてございます。以上です。

○渡部 いろんな相談があると思います。私もし金額が大きかった場合、自己破産しちゃったほうがいいのではないかなと、ちょっと素朴に思ったんですけども、ただ知り合いからの35万の借金で返済が月三、四万というと、1年ちょっとで終わる金額なんですよね。弁護士が入ってそういう状況を知ることになるんだろうなと思いますけども、本当にその本当の状況というか、実際のところを話しているのかなというふうな、ちょっと疑問も思いました。

先ほど弁護士の委任は、4月からということだったと思います。弁護士事務所との面談の約束をしたけれども、面談ができなかった。これは、面談の約束をした日時、いわゆるこれキャンセルになってしまったわけですよね。これはいつぐらいだったんでしょうか。

○債権管理課長 今年の夏ぐらいだったと思います。

○渡部 夏ぐらいというと、ちょうどどこも、もう日本全国そのコロナの大変な状況のときだったと思いますので、理由がコロナ感染だというふうに説明のときに聞いたので、そのコロナの感染が心配だったのか、本人が例えばコロナに感染してしまったのか、家族がそうってしまったのか、それで面談ができなかったのか。一口にコロナといっても、いろいろだろうなと思うんですけど、その面談が実現できなかった、そのコロナが理由だったというその中身は把握されているのでしょうか。

○債権管理課長 弁護士が主にAの長男と話を進めていたんですけども、そのときに面談の約束までしたんですが、例えば当日になってキャンセルを言われたと。その理由としては、コロナに感染してしまって、入院してしまったから行けないというようなお話だったんですけども、例えばちょうどその年齢に該当するような報告、該当者の報告は保健所のほうからないとか、あとは何か今度借りる家の連帯保証人が来るんで、今度そういう人と話ができるから、もうすぐ払えますとか、そんなような話もあったんですけど、それも結局はその人が来られなくなったからやっぱり払えないとか、そういったような話が繰り返されて、納める、納めるという話はされるんですけども、一向に納付がされないと、そういった状況でございました。以上です。

○渡部 市もいろいろな努力はされたんだと思います。ただ、相手側のほうから、もしかしたら本当じゃないことも言っているのかなと思われるような状況もあったんだろうなと思います。そうすると、それには恐らく必ず理由があって、本当はそこまで思い至らなければいけないんじゃないかなというふうに、私は思います。先ほども内田委員が言いました、訴えの提起は9月議会もありまして、児童扶養手当の問題でした。市営住宅の議案も、これまで数多く出されています。総務委員会

審議、質疑して審査しています。ただ、その後どうなったのかということって、実は分からないんですね。これまで裁判に訴えて、先ほどもなかなかこれ債権回収難しいだろうなと思いました。その後、債権が回収されたのかとか、どのくらい回収されたのかということについては、なかなか知る機会が実はないんです。関連して伺いたいのは、そもそも市営住宅関連で訴訟になったというのは、これまで柏市の場合は何件くらいあったのでしょうか。

○債権管理課長 債権管理課が当時債権管理室として発足したのが、ちょうど10年前、平成23年だったんですけれども、それ以降今年に至るまで、市営住宅使用料に関しての訴訟は、今回のものを含めずに計算しますと全部で8件ございました。それからもう一点何だったのでしょうか。

○渡部 実際にその債権の回収というのは、どのくらいできているものなのでしょうか。

○債権管理課長 訴訟で請求した金額が合計で、8件合計になりますけれども、3,500万になります。実際に回収できたのは、100万円程度ということでございます。ただ、訴訟以外に対応している案件もございまして、8件以外に市営住宅の関係ですと全部で23件、債権管理課のほうに移管を受けてございます。23件のうち7件については既に回収が終わって、担当課のほうに返還をしているということで、現在も当課で預かっているのは16件ということでございます。訴訟でないほうは話合いができて、例えば和解とか、公正証書とかという形で、分納の約束をきちんと文書の形で残すことができているということでございます。なので、そちらのほうは、金額としてはやはり同じぐらいの3,500万ぐらいの金額になるんですけれども、現在も月々何千円あるいは1万、2万というような金額ではありますけれども、回収を続けていまして、トータルでは1,100万ぐらいの回収ということになってございます。その中で、訴訟以外でも和解という形にしたものについては議案としてお諮りしてございますので、実際訴訟だけでなく、和解も10件程度ありましたので、それで結構あるなというような印象をお持ちになっているかもしれませんが、状況としてはそのような形になっております。以上です。

○渡部 難しい案件が訴訟になるんだと思いますので、やっぱり回収できる金額も非常に少ないんだなと、3,500万で100万というのは、そういう金額なのかなと今ちょっと思いました。それで、私市の催告状況ですとか、弁護士に移管してからの状況とか、いろんな努力はもちろん認めるんですけども、この方がもうちょっと立ち直る、いわゆる生活がきちんと再建できるチャンスというのは幾つかあったんじゃないかなと思えてなりません。今息子さんと一緒だから、当然生活保護の基準にはいかない、それ以上の収入になると思うんです。ただ、息子さんが同居していなくて独立して、お母さんだけだったら、この方は生活保護を受ける基準に達するわけなんですね。そういうお話というのは、例えばその弁護士を通じてとか、したことからあるんでしょうか。もし生活保護にお母さんがなれば、2か月で年金9万5,000円ですから、収入的には十分に生活保護基準です。こういう借金も、その後は

お母さんが背負わなくていいわけで、そういう世帯を分けて、息子さんは独立してもらって、お母さんだけで生活保護を受けてもらおうとかいう、そういうアドバイスなんかをしたことというのではないのでしょうか。その以前のとき、その離婚した直後の生活状況はちょっと分かりませんが、大変な時期が恐らく何回かあったのではないかと思えてならないんですね。それが滞納に結びついたのでないかと思うんです。ですから、そういうアドバイスをしたことはあったかどうかお示ください。

**○住宅政策課長** この方お会いできたとしても、やはり市のほうとしましては、その生活状況のヒアリングをしようとするんですけど、そのヒアリングに応じていただけなかったという状況で、生活の状況が把握できていないのが現状です。住宅政策課のほうでは、お話をするときには福祉の窓口につなぐとか、そういったことは十分に考慮しながらお話をしようとしているんですが、この方についてはそういう状況で、ちょっとお話をうまく聞いていただけなかった、そういう状況がありますので、その状況は把握できていないというのが実情です。以上です。

**○渡部** 把握できない困難があったんだろうなと、本当に思います。その話せなかったいろんな事情も抱えておられたのではないかと思います。その息子さんが一緒に住むというの、届出をしていなかった。本当は違法ですよ。本来息子さんが同居していれば、届出をしなければいけなかったはずですよ。だけど、届けていないというのは届けられない、ちょっと言い方あれですけど、後ろめたさ、それがあったのではないかと。そういうのがあれば、生活の実情だとか、いろいろなことを心を割ってといいますか、話せるような状況になかなか出来なかったのではないかと。だから、応じてもらえなかったからということで切るのではなく、本当にアウトリーチの考え方なんですよ。やはりその人の生活にもっと市が手を差し伸べて、状況を把握するような努力をやっぱり払って、この方がこれほど滞納する前に、生活再建のチャンスというのは、私はやはりあったのではないかと思います。これからは、そこまで柏市は踏み込んで行う必要があるのではないかとというふうに思えてなりません。訴えることによって相手側が出てきて、話し合いのチャンスができる、そこは分かりますけども、この方退去命令されるわけですよ、家を失っちゃう。そうしたら、どこかアパートを探して住まなければならない。それが、この息子さんの収入とか本人の年金で、果たしてアパートを見つけて、今の市営住宅より安いアパート、私は見つかるとは到底思えないんですね。じゃ、その後この方の生活がどうなっちゃうのか、本当に路頭に迷ってしまうのではないかと、非常に心配をします。ですから、場合によっては私たち賛成だけではなく、前回9月では反対をさせていただきましたが、これももうちょっと柏市のやり方がほかにあったのではないかと、ちょっと思えてなりませんので、一応態度としては反対したいなと思います。以上です。

**○委員長** ほかに質疑ありませんか。――1時間ほど経過しますが、このままちょっと、もうちょっとで終わりそうですので、続けさせていただきます。

なければ質疑を終結し、これより採決いたします。

---

- 委員長 議案第10号、訴えの提起についてを採決いたします。  
本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。  
挙手多数であります。  
よって、議案第10号は原案のとおり可決すべきものと決しました。
- 

- 委員長 以上で議案の審査は終了いたしました。  
執行部の皆様は退席されて結構です。  
このまま継続します。
- 

- 委員長 次に、閉会中の所管に関する事務調査の件を議題といたします。  
事務調査事項を事務局に朗読いたさせます。

〔事務局朗読〕

- 委員長 先ほどの区分表の真ん中付近にも項目書いてございます。  
ただいま朗読の項目を閉会中の事務調査項目と決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。
- 

- 委員長 次に、閉会中における委員会の所管事務調査の実施についてを議題といたします。

平成23年2月18日の議会運営委員会におきまして、各定例会と定例会の間に各常任委員会は原則として各部から事務の執行状況の説明を受けるための委員会を開催することを決定いたしました。つきましては、当委員会の閉会中の開催について御協議をお願いします。（「委員長に一任します」と呼ぶ者あり）委員会の開催及び開催日程についてはいかがでしょうか。（「委員長に一任します」と呼ぶ者あり）委員長、副委員長に一任してよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、閉会中の委員会の開催につきましては、日程等を含め正副委員長に一任願います。

---

- 委員長 次に、閉会中の委員派遣の件を議題といたします。

閉会中の審査及び調査案件の調査のため、委員派遣を行う必要が生じた場合、議長に対し委員派遣承認要求を行うこととし、派遣委員、日時、場所、目的及び経費等の手続につきましては委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。
- 

- 委員長 以上で本日の総務委員会を閉会いたします。



午後 2 時 3 分閉会